

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改正するため、所要の措置を講ずることとした。

2 改正の内容

(1) 基準日における議員の在職期間に応じて規定した期末手当の支給割合を改める（第4条関係）。

(2) 本年12月に支給する議員の期末手当の支給割合の特例について定める（附則関係）。

3 施行期日

公布の日

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の<u>167.5</u></p> <p>(2) 3箇月以上6箇月未満 100分の<u>100.5</u></p> <p>(3) 3箇月未満 100分の<u>50.25</u></p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額(第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。)に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 以下略</p> <p>附 則 (期末手当の特例)</p> <p>13 令和3年12月に支給する期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて同月に支給されるべき期末手当の額から、当該額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p> <p>14 <u>令和3年12月に支給する期末手当については、人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み別に条例で定めるところにより算定した額を支給する。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の<u>162.5</u></p> <p>(2) 3箇月以上6箇月未満 100分の<u>97.5</u></p> <p>(3) 3箇月未満 100分の<u>48.75</u> 【公布の日施行】</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額(第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。)に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 以下略</p> <p>附 則 (期末手当の特例)</p> <p>13 令和3年12月に支給する期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて同月に支給されるべき期末手当の額から、当該額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p> <p>14 <u>令和3年12月に支給する期末手当に係る第4条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の162.5」とあるのは「100分の157.5」と、同項第2号中「100分の97.5」とあるのは「100分の94.5」と、同項第3号中「100分の48.75」とあるのは「100分の47.25」とする。</u> 【公布の日施行】</p>

議員提出第 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 100.5」を「100 分の 97.5」に改め、同項第 3 号中「100 分の 50.25」を「100 分の 48.75」に改める。

附則第 14 項を次のように改める。

14 令和 3 年 12 月に支給する期末手当に係る第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 162.5」とあるのは「100 分の 157.5」と、同項第 2 号中「100 分の 97.5」とあるのは「100 分の 94.5」と、同項第 3 号中「100 分の 48.75」とあるのは「100 分の 47.25」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改正するため、所要の措置を講ずることとした。

議員提出第 22 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

議会運営委員会

委員長 原 テツアキ

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 100.5」を「100 分の 97.5」に改め、同項第 3 号中「100 分の 50.25」を「100 分の 48.75」に改める。

附則第 14 項を次のように改める。

14 令和 3 年 12 月に支給する期末手当に係る第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 162.5」とあるのは「100 分の 157.5」と、同項第 2 号中「100 分の 97.5」とあるのは「100 分の 94.5」と、同項第 3 号中「100 分の 48.75」とあるのは「100 分の 47.25」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改正するため、所要の措置を講ずることとした。

令和 3 年 12 月 (定 例)

第356回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 2)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

総 務 関 係	1
文 教 関 係	4

総 務 関 係

第164号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、職員の給与改定を行うため、所要の措置を講ずる。

2 制定の概要

(1) 職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正

ア 職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.15月引き下げる。〔4.45月 4.30月〕

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案					
				令和3年度 （給与条例附則第7条関係）			令和4年度 （給与条例第25条関係）		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.275	0.95	2.225	1.275	0.95	2.225	<u>1.20</u> (0.075)	0.95	<u>2.15</u> (0.075)
12月期	1.275	0.95	2.225	<u>1.125</u> (0.15)	0.95	<u>2.075</u> (0.15)	<u>1.20</u> (0.075)	0.95	<u>2.15</u> (0.075)
年 間	2.550	1.90	4.45	<u>2.400</u> (0.15)	1.90	<u>4.300</u> (0.15)	<u>2.40</u> (0.15)	1.90	<u>4.30</u> (0.15)

イ 再任用職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き下げる。〔2.35月 2.25月〕

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案					
				令和3年度			令和4年度		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.725	0.45	1.175	0.725	0.45	1.175	<u>0.675</u> (0.05)	0.45	<u>1.125</u> (0.05)
12月期	0.725	0.45	1.175	<u>0.625</u> (0.1)	0.45	<u>1.075</u> (0.1)	<u>0.675</u> (0.05)	0.45	<u>1.125</u> (0.05)
年 間	1.450	0.90	2.350	<u>1.350</u> (0.1)	0.90	<u>2.250</u> (0.1)	<u>1.350</u> (0.1)	0.90	<u>2.250</u> (0.1)

ウ 防災監等の期末手当の年間支給月数を0.1月引き下げる。 [3.35月 3.25月]

(単位：月)

区 分	現 行			改 正 案					
				令和3年度			令和4年度		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.675	-	1.675	1.675	-	1.675	<u>1.625</u> (0.05)	-	<u>1.625</u> (0.05)
12月期	1.675	-	1.675	<u>1.575</u> (0.1)	-	<u>1.575</u> (0.1)	<u>1.625</u> (0.05)	-	<u>1.625</u> (0.05)
年 間	3.350	-	3.350	<u>3.250</u> (0.1)	-	<u>3.250</u> (0.1)	<u>3.250</u> (0.1)	-	<u>3.250</u> (0.1)

(2) 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(以下「特別職給与条例」という。)の一部改正

知事等、常勤の特別職の期末手当の年間支給月数を0.1月引き下げる。 [3.35月 3.25月]

(単位：月)

区 分	現 行	改 正 案	
		令和3年度 (特別職給与条例附則第6項関係)	令和4年度 (特別職給与条例第3条関係)
6月期	1.675	1.675(0.0)	<u>1.625</u> (0.05)
12月期	1.675	<u>1.575</u> (0.1)	<u>1.625</u> (0.05)
年 間	3.350	<u>3.25</u> (0.1)	<u>3.25</u> (0.10)

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)の一部改正

任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0.1月引き下げる。

[3.35月 3.25月]

(単位：月)

区 分	現 行	改 正 案	
		令和3年度 (任期付研究員条例附則第2項及び 任期付職員条例附則第4項関係)	令和4年度 (任期付研究員条例第6条並びに 任期付職員条例第9条及び第10条関係)
6月期	1.675	1.675 0.0)	<u>1.625</u> (0.05)
12月期	1.675	<u>1.575</u> (0.1)	<u>1.625</u> (0.05)
年 間	3.350	<u>3.25</u> (0.1)	<u>3.25</u> (0.10)

- (4) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の一部改正
 会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数について、令和3年度は現行どおり（2.55月）
 とし、令和4年度の年間支給月数を0.15月引き下げる。〔2.55月 2.40月〕

（単位：月）

区 分	現 行	改 正 案	
		令和3年度 （会計年度任用職員条例附則 第4項及び第5項関係）	令和4年度 （給与条例第25条及び公立学校教育職 員等の給与に関する条例第28条関係）
6月期	1.275	1.275	<u>1.20</u> (0.075)
12月期	1.275	<u>1.275</u>	<u>1.20</u> (0.075)
年 間	2.550	<u>2.550</u>	<u>2.40</u> (0.15)

- 3 施行期日
 公布の日

文 教 関 係

第164号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、職員の給与改定を行うため、所要の措置を講ずる。

2 制定の概要

公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.15月引き下げる。〔4.45月 4.30月〕

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案					
				令和3年度 (教育職員給与条例附則第5条関係)			令和4年度 (教育職員給与条例第28条関係)		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.275	0.95	2.225	1.275	0.95	2.225	<u>1.20</u> (0.075)	0.95	<u>2.15</u> (0.075)
12月期	1.275	0.95	2.225	<u>1.125</u> (0.15)	0.95	<u>2.075</u> (0.15)	<u>1.20</u> (0.075)	0.95	<u>2.15</u> (0.075)
年 間	2.550	1.90	4.45	<u>2.400</u> (0.15)	1.90	<u>4.300</u> (0.15)	<u>2.40</u> (0.15)	1.90	<u>4.30</u> (0.15)

(2) 再任用職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き下げる。〔2.35月 2.25月〕

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案					
				令和3年度			令和4年度		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.725	0.45	1.175	0.725	0.45	1.175	<u>0.675</u> (0.05)	0.45	<u>1.125</u> (0.05)
12月期	0.725	0.45	1.175	<u>0.625</u> (0.1)	0.45	<u>1.075</u> (0.1)	<u>0.675</u> (0.05)	0.45	<u>1.125</u> (0.05)
年 間	1.450	0.90	2.350	<u>1.350</u> (0.1)	0.90	<u>2.250</u> (0.1)	<u>1.350</u> (0.1)	0.90	<u>2.250</u> (0.1)

3 施行期日

公布の日

議 事 順 序 (案)

第 3 5 6 回 定 例 会
第 1 日 (1 2 月 1 日)

- 1 議長あいさつ
- 2 開 会 宣 告
- 3 開 議 宣 告
- 4 会議録署名議員の指名
中 島 かおり 議員
あしだ 賀津美 議員
長 岡 壯 壽 議員
- 5 会 期 の 決 定
1 2 月 1 日 から 1 2 月 1 3 日 までの 1 3 日 間 (簡 易 採 決)
- 6 諸 般 の 報 告
 - (1) 第 3 5 5 回 定 例 会 に お い て 議 決 し た 意 見 書 の 処 理 に つ い て
 - (2) 説 明 員 の 職 氏 名 (一 覧 表 配 付)
 - (3) 議 員 並 び に 知 事 か ら 提 出 さ れ た 議 案 (件 名 一 覧 表 配 付)
 - (4) 委 任 専 決 処 分 を し た も の に つ い て (写 配 付)
 - (5) 監 査 結 果 報 告
 - ① 監 査 報 告 書 (写 配 付)
 - ② 例 月 現 金 出 納 検 査 報 告 書 (写 配 付)
- 7 議 案 一 括 上 程
第 1 4 7 号 議 案 不 議 決 第 1 6 4 号 議 案
 - (1) 知 事 提 案 説 明
 - (2) 人 事 委 員 会 の 意 見 に つ い て (写 配 付)
第 1 6 4 号 議 案 (関 係 部 分)
 - (3) 第 1 6 4 号 議 案 に つ い て
 - ① 議 事 順 序 の 省 略 議 決 (簡 易 採 決)
 - ② 常 任 委 員 会 付 託 (議 案 付 託 表 配 付)

(休 憩) [委 員 会 審 査 の た め]

(再 開)

(4) 委員会審査報告

① 文書報告

総務、文教の各常任委員長

(5) 委員長報告に対する質疑

(6) 討 論

(7) 表 決

8 議員提出議案上程

議員提出第22号議案

(1) 議事順序の省略議決（簡易採決）

(2) 表 決（採決方法別紙のとおり）

9 休 会 議 決

12月2日から5日までは議案熟読のため（簡易採決）

10 日 程 通 告

次の本会議は12月6日（月）午前10時再開

11 散 会 宣 告

(再 開)

(4) 委員会審査報告

① 文書報告

総務、文教の各常任委員長

(5) 委員長報告に対する質疑（終局）

(6) 討 論

入 江 次 郎 議員（反対）

(7) 表 決（採決方法別紙のとおり）

8 議員提出議案上程

議員提出第22号議案

(1) 議事順序の省略議決（簡易採決）

(2) 表 決（採決方法別紙のとおり）

9 休 会 議 決

12月2日から5日までは議案熟読のため（簡易採決）

10 日 程 通 告

次の本会議は12月6日（月）午前10時再開

11 散 会 宣 告

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 5 6 回 定 例 会

令 和 3 年 1 2 月 1 日

1 起立採決

第 1 6 4 号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

2 簡易採決

議員提出第 2 2 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 3 5 6 回定例兵庫県議会
議事日程（第 1 号）

令和 3 年 1 2 月 1 日
午前 1 1 時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 第 1 4 7 号議案ないし第 1 6 4 号議案

知事提案説明

[第 1 6 4 号議案]

委員会付託
委員長報告
討 論
表 決

第 5 議員提出第 2 2 号議案

表 決

地方自治法第121条の規定により説明
のため議場に出席を求めた者の職氏名

第356回定例会

知事	齋藤元彦
副知事	荒木一聡
副知事	片山安孝
公営企業管理者	水埜浩
病院事業管理者	杉村和朗
防災監	藤原俊平
技監	八尋裕
会計管理者	田中基康
新県政推進室長兼企画県民部長	小橋浩一
政策創生部長	谷口賢行
県民生活部長	城友美子
健康福祉部長	藪本訓弘
福祉部長	入江武信
産業労働部長	竹村英樹
農政環境部長	寺尾俊弘
環境部長	遠藤英二
県土整備部長	服部洋平
まちづくり部長	佐藤将年

新県政推進室次長(新行政担当) 兼企画財政局長	有 田 一 成
新県政推進室新県政推進参事(財政担当) 兼 財 政 課 長	中 野 秀 樹
財政課副課長兼予算班長	梅 本 泰 孝
選挙管理委員会委員長	石 堂 則 本 (12月8日を除く)
同委員会委員	合 田 博 一 (12月8日のみ)
教育委員会教育長	西 上 三 鶴
教 育 次 長	西 田 健 次 郎 (12月1日、6日)
教 育 次 長	唐 津 肇 (12月7日、8日、13日)
公安委員会委員長	大 内 ますみ (12月8日を除く)
同委員会委員	勝 田 仁 美 (12月8日のみ)
警 察 本 部 長	種 部 滋 康
警察本部総務部長	三 木 正 夫
人事委員会委員長	松 田 直 人
監 査 委 員	四 海 達 也

議員並びに知事から提出された議案

第 3 5 6 回 定例会

令和 3 年 1 2 月 1 日

(議員提出議案)

議員提出第 2 2 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(知事提出議案)

- 第 1 4 7 号議案 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 8 号議案 特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 9 号議案 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 0 号議案 当せん金付証券の発売
- 第 1 5 1 号議案 県道路線の変更 (戸島玄武洞豊岡線)
- 第 1 5 2 号議案 県道路線の変更 (石生停車場線)
- 第 1 5 3 号議案 県立学校生徒用貸与端末の取得
- 第 1 5 4 号議案 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契約の締結
- 第 1 5 5 号議案 県営伊川谷住宅建築工事請負契約の締結
- 第 1 5 6 号議案 上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事請負契約の締結
- 第 1 5 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫県立神戸生活創造センター)
- 第 1 5 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫県立但馬ドーム)
- 第 1 5 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫県立三木山森林公園)
- 第 1 6 0 号議案 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫県立甲山森林公園)
- 第 1 6 1 号議案 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫県立淡路島公園 (ハイウェイオアシスゾーンを除く))
- 第 1 6 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫県立あわじ石の寝屋緑地)

第163号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅東播磨地区（明石市
（明舞団地を除く）・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町））

第164号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(公印省略)
兵人委第1374号
令和3年11月30日

兵庫県議会
議長 藤本百男 様

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

条例に対する意見について

令和3年11月29日付け兵議第1782号で意見を求められた条例に対する本委員会の意見は、下記のとおりです。

記

第164号議案（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。））

本委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、期末手当の引下げを行うものであり、異議はありません。

議 案 付 託 表

第 3 5 6 回 定 例 会
令 和 3 年 1 2 月 1 日

総務常任委員会付託議案

第 1 6 4 号 議 案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例中
関係部分

文教常任委員会付託議案

第 1 6 4 号 議 案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例中
関係部分

委員会開催一覧表

委員会	開催日時	開催場所
総務常任委員会	令和3年12月1日 本会議休憩時	第1委員会室
文教常任委員会	令和3年12月1日 本会議休憩時	第7委員会室

○ 本一覧表の配付をもって委員会招集通知に代えます。

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 5 6 回 定 例 会)

月 日 / 区 分		順 序				
		1	2	3	4	5
第 1 日 12 月 6 日 (月)	代 表 質 問	(自 民 党) 浜 田 知 昭	(ひょうご 県 民 連 合) 黒 田 一 美	(自 民 兵 庫) 橘 秀 太 郎	(公 明 党 ・ 県 民 会 議) 島 山 清 史	(維 新 の 会) 齊 藤 真 大
第 2 日 12 月 7 日 (火)	一 般 質 問	(自 民 党) 松 本 裕 一	(ひょうご 県 民 連 合) 前 田 と も き	(自 民 兵 庫) 風 早 ひ さ お	(公 明 党 ・ 県 民 会 議) あ し だ 賀 津 美	(自 民 党) 関 口 正 人
第 3 日 12 月 8 日 (水)	一 般 質 問	(自 民 党) 吉 岡 た け し	(ひょうご 県 民 連 合) 栗 山 雅 史	(自 民 兵 庫) 戸 井 田 ゆ う す け	(維 新 の 会) 高 橋 み つ ひ ろ	(自 民 党) 大 谷 か ん す け